

議案第百十二号

港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

港区立障害者グループホーム条例（平成二十五年港区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（利用の契約）

第七条の二 共同生活援助及び短期入所を利用しようとする者は、区規則で定めるところにより、利用に関する契約を締結しなければならない。

第九条から第十二条までを次のように改める。

（利用料金）

第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事業を利用する者は、第十

八条第二項の規定による指定を受けた者（次条において「指定管理者」という。）に対し、次に掲げる費用の額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。

一 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）

二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

（利用料金の減免等）

第十条 指定管理者は、区規則で定めるところにより利用料金（前条第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。）を減額し、若しくは免除し、又は当該費用の徴収を猶予することができる。

第十一条及び第十二条 削除

第十五条第五号中「使用料」を「利用料金」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（損害賠償の義務）

第十六条の二 グループホームの施設に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならぬ。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区立障害者グループホーム条例第九条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用分について適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例による。

3 施行日前の利用分に係る使用料の徴収等に関しては、この条例による改正前の港区立障害者グループホーム条例第十条第二項及び第十一条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説 明）

障害者グループホームに利用料金制度を導入するため、本案を提出いたします。